

平成 30 年 第 10 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 10 月 5 日 (金) 午前 9 時 00 分～午前 9 時 37 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (36 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員
10 番 野田弘之 委員	11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員
13 番 井崎陽子 委員	14 番 池上勝文 委員	15 番 香月幸雄 委員
16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員	18 番 森口弘実 委員
19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美 委員	21 番 森 邦之 委員
22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男 委員
25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員
28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員	30 番 永石恒弘 委員
31 番 岩永廣康 委員	33 番 中村康則 委員	34 番 溝口修一郎 委員
35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員	37 番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員 (1 人)
32 番 南條喜代己 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(2) 専決事項の報告及び承認について

(3) 平成 30 年白石町農用地利用集積計画 (10 号) の承認決定について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	淵上悦子				

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成30年10月第10回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第10回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、32番南條喜代己委員から欠席の連絡がっております。本日の出席委員は37名中36名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、29番の溝上博信委員、30番の永石恒弘委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第161号 =

議長 はじめに、1.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第161号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第161号。

申請農地の表示。大字福富字柳〇〇番、田21㎡です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。

転用目的は、宅地拡張となっております。

転用の事由としまして、平成6年に申請地を分筆し、宅地の一部として利用していたというものです。始末書の提出がっております。

事業または施設の概要は、通路、その他21.00㎡です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が田、南側が宅地、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、当初から農振除外がなされています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に

係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては1ページから2ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として9月26日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、申請地を平成6年頃に分筆し宅地の敷地として利用しており、今後も農地に戻すことはないとのこと。面積も最小限度の規模であり、周辺農地への影響もないことから、転用は問題ないと判断いたします。

なお、無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第161号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第161号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第161号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第162号＝

議長 議案番号第162号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第162号。

申請農地の表示。大字新明〇〇番、田1,049㎡です。

申請者は、白石町大字新明〇〇番地、新明4Aの〇〇さんです。

転用目的は、農業用機械倉庫、農業用生産資材置場(苗床用地)です。

転用の事由は、既存の農業用機械倉庫が手狭になっていたため、平成15年と平成30

年 5 月に新たに農業用機械倉庫を設置していた。また農作業の効率化を図るため農業用生産資材置場を整備していたというものです。始末書の提出がっております。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 106.00 m²、農業用倉庫パイプハウス 120.00 m²、農業用機械倉庫 122.08 m²、農業用生産資材置場 766.92 m²です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が道路、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 30 年 3 月 22 日に軽微で決定公告がされております。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 3 ページから 4 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、営農において必要不可欠な農業用機械倉庫、農業用生産資材置場の整備を目的とするものであります。転用申請については、隣接する宅地と併せての利用であり、周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 162 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 162 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 162 号は原案のとおり申請を許

可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 163 号＝

議長 続きまして、2.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 163 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について。

議案番号第 163 号。

申出農地の表示。大字新明〇〇番、田 4,425 m²、同じく〇〇番、田 4,418 m²、計 8,843 m²です。

農振農用地区域内です。

あっせん申出人は、鹿島市大字中村〇〇番地、〇〇さんです。

あっせん委員は、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務執行規則第 2 条に規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めます。

議案の位置図は、5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 議案番号第 163 号について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 163 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 163 号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 164 号＝

議長 続きまして、議案番号第 164 号、3.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画 (10 号) の承認決定について」を議題とします。議案番号第 164 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 164 号、

平成 30 年白石町農用地利用集積計画（10 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 5 件となっております。

整理番号 1 番、買い手は東郷上の〇〇さん。売り手は今泉東の〇〇さん。土地の表示は、大字東郷字三本松〇〇番、田の 1 筆で 3,518 m²。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 30 年 10 月 6 日、支払期限は平成 30 年 12 月 20 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 41,711 m²です。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は新拓の〇〇さん。売り手は日登の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 8,866 m²です。利用目的は米・麦・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 10 月 6 日、支払期限は平成 31 年 3 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。取得後の経営面積は 36,903 m²です。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は日登の〇〇さん。売り手は日登の〇〇さん。土地の表示は、大字牛屋字柳箆〇〇番、田の 1 筆で 3,478 m²。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 30 年 10 月 6 日、支払期限は平成 31 年 1 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 82,607 m²。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は島津の〇〇さん。売り手は辺田の〇〇さん。土地の表示は、大字辺田字五本松〇〇番、田の 1 筆で 4,210 m²。利用目的は米・麦・大豆・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 10 月 6 日、支払期限は平成 30 年 10 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 15,935 m²。認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手は新明 1B の〇〇さん。売り手は鹿島市の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 8,843 m²。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 30 年 10 月 6 日、支払期限は平成 31 年 2 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 74,689 m²。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 4 ページにかけて 24 件、5 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 3 件、合わせまして 27 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 27 件となっております。そのうち新規が 9 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 5 件で、再設定は 18 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 19 件です。今回の利用権の総面積は 157,788 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 24 件、農地中間管理機構によるものが 3 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 7 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、27 件と

も承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。それでは所有権移転について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 164 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 164 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の○○委員は、関係の整理番号のところで発言を控えていただきます。

それでは、利用権設定について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 164 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 164 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 165 号～第 173 号＝

議長 続きまして、4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 165 号から 173 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 今回から、議案書には記載しておりませんが、申請理由を口頭で簡単に説明いたします。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 165 号。申し出農地の表示。大字福富字本観音〇〇番、田の 4,475 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。申請理由はその他の農地の処分です。議案の位置図は、6 ページをご覧ください。

議案番号第 166 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 2,761 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。申請理由は遠方ゆえの農地の処分です。議案の位置図は、7 ページをご覧ください。

議案番号第 167 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 4,431 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。申請理由は、買い替えによる農地の処分です。議案の位置図は、8 ページをご覧ください。

議案番号第 168 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 5,081 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、買い替えによる農地の処分です。議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

議案番号第 169 号。申し出農地の表示。大字福富下分字庄兵エ〇〇番、田の 2,777 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、代替え地（有明海沿岸道路）としての農地の処分です。議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

議案番号第 170 号。申し出農地の表示。大字福富下分字庄兵エ〇〇番、田の 4,502 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、代替え地（有明海沿岸道路）としての農地の処分です。議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 171 号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の 3,854 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、高齢により耕作できない旨の農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 172 号。申し出農地の表示。大字福富下分字第二田渕〇〇番、田の 1,294 m²、同じく〇〇番、田の 1,485 m²、大字福富下分字角兵エ〇〇番、田の 4,773 m²、同じく〇〇番、田の 2,366 m²、同じく〇〇番、田の 2,250 m²、同じく〇〇番、田の 3,342 m²、同じく〇〇番、田の 2,343 m²、計 17,853 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇さんです。申請理由は、

離農による農地の処分です。議案の位置図は、13ページから14ページをご覧ください。

議案番号第173号。申し出農地の表示。大字横手字一本杉籠〇〇番、田の4,518㎡、同じく〇〇番、田の2,555㎡、計7,073㎡です。2筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、福岡県那珂川市仲〇丁目〇番地、〇〇さんです。申請理由は、遠方ゆえの農地の処分です。議案の位置図は、15ページをご覧ください。

以上、議案第165号から議案第173号まで9件です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第165号から173号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第165号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第166号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第167号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第168号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第169号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第170号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第171号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 172 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 全部ですか。

○番 はい。

議長 議案番号第 173 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 165 号は○番○○委員と○番○○委員、166 号は○番○○委員と○番○○委員、167 号は○番○○委員と○番○○委員、168 号は○番○○委員と○番○○委員、169 号は○番○○委員と○番○○委員、170 号は○番○○委員と○番○○委員、171 号は○番○○委員と○番○○委員、172 号は○番○○委員と○番○○委員、173 号は○番○○委員と○番○○委員です。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 165 号は○○、166 号は○○、167 号は○○、168 号も○○、169 号は○○、170 号も○○、171 号も○○、172 号は○○、173 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 次に農地の買受希望、議案番号 174 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 174 号

希望農地の条件は、地域等が新開地区。1 区画 30a 程度で合計 5ha です。作付作物は小ネギです。あっせん申出者は、鹿島市大字森○○番地、○○さん。○○さんは白石町の認定農業者です。以上です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案番号第 174 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議案番号第 174 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 （事務局より報告事項を行う）

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

① 第 11 回農業委員会総会の日時及び場所

② その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 10 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 37 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員